

前文修正案の検討

1 前文をどのように構成するか検討した。

まちの歴史、文化、環境
新たな自治のかたち
まちのあるべき姿
その実現のため
自治条例を制定する意義

2 前文案

私たちのまち北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、江戸時代に整備された五街道の一つ中山道間の^{あい}宿^{しゆく}の「本宿」をまちの名前の起源としています。先人たちは、江戸とを結ぶ荒川の高尾河岸や武蔵野の雑木林等その立地と大宮台地の恵まれた環境を活用しながら、知恵と工夫と努力により、豊かな自然を現在に残してきました。

新しい世紀を迎えた今日の成熟した社会では、多様化する市民のニーズに対応するため、私たち市民と市がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携して新しい時代を拓いていかなければなりません。

そのためには、市民が主役となり、市民と市が情報を共有し、市民自らの責任において市政に参画するとともに、互いの立場を尊重し、一体となって、協働による個性豊かな自立した北本市を築き上げることを自治の基本理念とし、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みよい環境と安心・安全を感じて生活できる「緑にかこまれた健康な文化都市」を都市像として、今の環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。

この条例は、北本市における自治の理念とその基本を明らかにし、分権時代にふさわしい地方自治を確立して活力のある、豊かさの実感できるまちを築くための仕組みを整えるためのものです。私たちは、北本市の自治の最高規範として、ここに北本市自治基本条例を定めます。